

路面排水が民有地に設けられた排水管に流入している場合の

当該排水管の管理主体、道路管理瑕疵が争われた事例①

— 県道脇民有地排水管に係る損害賠償請求事件 —

道路局道路交通管理課 青柳 敬直

〔一審判決〕平成一四年七月 九日 奈良地裁 請求一部認容

(被告控訴)

〔二審判決〕平成一八年二月二三日 大阪高裁 請求棄却

(原告上告)

〔三審判決〕平成一八年七月一三日 最高裁 上告棄却

(確定)

はじめに

本件は、原告が所有する土地(以下「本件土地」という)の地中に、県道に降った雨水等を排水する排水管が通っているの、地上に建物を建築するには、当該排水管の養生工事をせざるを得ず、その費用に見合う損害及び将来とも当該排水管が存続することによる賃料相当損害を被ったと主張して、選択的に、①国家賠償責任に基づき、②不法行為に基づき、③損失保証責任に基づき、損害賠償請求を求めた事案である。

本件では、民有地に存する排水管が道路管理者の設置・管理する営造物に該当するか否かが焦点となっており、一審と二審でその判断が異なっている。

一審では、「県道側溝と本件排水管は機能上一体となっている被告の設置管理する営造物といえる。このように民有地である本件土地の地中にある本件排水管を経由しなければ県道側溝に集まった水を排水できないようになっていて、しかも本件排水管の設置につき原告の承諾を得ていないのであるから、設置管理に瑕疵があるといえる。」として、道路管理者の責任を認容した。

一方、二審では、「県道東側の側溝が本件暗渠以南に設置されていないことが、道路構造ないし管理に関し何らかの行政上の問題を包含する余地があり、また、僅かとはいえ、県道上の路面排水が、本件土地内のAマンホールやAD間埋設管に流れ込み、いわば他人の所有地を通過していることによる私法上の問題が残る余地があるとしても、そのこと自体によって、県道や本件土地に

危険を及ぼすものとは認めがたく、県道の排水設備が本来備えるべき安全性を欠如しているものとはいえず、瑕疵があるとはいえない。」として、道路管理者の責任を否定した。

以下、高裁判決から国家賠償法二一条に係る部分を抜粋し紹介することとしたい。

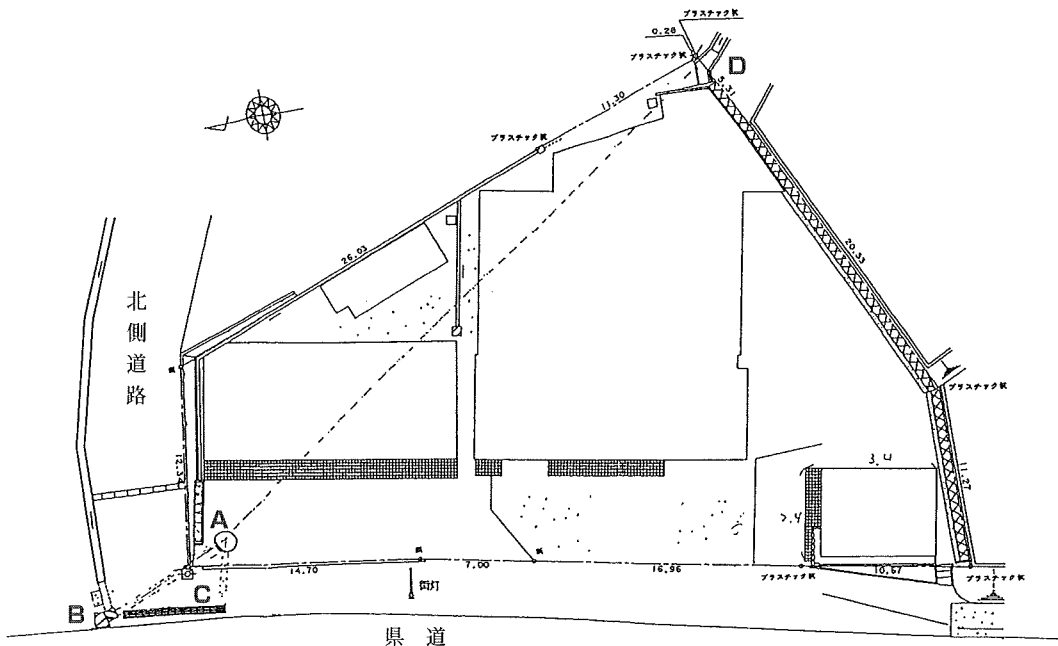
第一 原告の主張

一 公の営造物の設置管理の瑕疵

1 設置管理

被告は、本件土地の西側沿いに南北に通じる県道（本件土地近辺では北から南に下り勾配となっている。）を管理している（かつては国の設置管理に係る国道であったが、被告がその管理を承継したものである）。

被告は、①県道東側沿い歩道下の側溝暗渠（別図のB地点から北方に存する。以下「本件暗渠」という）、②本件暗渠南端の同図面のB地点の会所（本件暗渠南端と本件土地の北側沿い東方から県道に達する私道へ以下「私道」という）の北側側溝との合流点、以下「B会所」という）、③本件土地の北西角内の同図面のA地点に存するマンホール（以下「Aマンホール」という）、④B会所から県道東側沿い南方の同図面のC地点の行き止まり壁（以下「C壁」という）までの側溝（以下「BC間側溝」という）、⑤B会所からAマンホールまで通じる地中埋設排水管（以下「BA間埋設管」という）、⑥C壁脇からAマンホールまで通じる地中埋設排水管（以下「CA間埋設管」という）及び⑦Aマンホー



別図

ルから本件土地東南角の別図のD地点の出水口（以下「D出水口」という）まで別図の点線により直線状に通じる地中埋設排水管（以下「AD間埋設管」という。②ないし⑦を総称する場合「本件排水設備」という）を、一体となる公の営造物たる道路排水設備として設置又は管理（国からの管理の承継を含む）している。

2 事実上の管理

仮にB会所、Aマンホール、BC間側溝、BA間埋設管、CA間埋設管及びAD間埋設管（本件排水設備）は、これらを設置したのが被告ではなく、第三者の民間人であり、被告が正規の管理をしていないとしても、左記(1)ないし(5)のとおり、これらには被告の事実上の管理が及んでいたから、公の営造物の一部をなすものというべきである。

(1) 本件暗渠と一体としての道路排水設備

道路排水に関しては、道路の安全性の維持のため、道路の立地条件、交通量、沿道の状況、降雨量、集水量等に加えて経済性等をも考慮し、適切な排水計画の下に、十分な排水能力を有する規模の設備を設置しなければならないところ、本件排水設備は、本件暗渠と一体となって、当該周辺地域の排水量に応じた排水能力を有する設備として機能し、県道の排水設備としての基準を満たしており、その設置段階における道路管理者の関与があったとしか考えられない状況にある。

(2) AD間埋設管の基準合致

AD間埋設管の口径や勾配等の仕様は、国土交通省近畿地方建設局企画部監修の設計便覧（案）道路編の基準に合致し

ており、その設置段階における道路管理者の関与があったとしか考えられない状況にある。

(3) Aマンホールの改造工事

Aマンホールは、かつてその上部が地上から約三〇cm程度突出していて、形状も四角形であったが、被告は、昭和五〇年代後半にこの突出部分を削って平坦にし、丸形のマンホールに改造する工事を施工した。なお、Aマンホールに被されている鉄蓋は、K工業株式会社が昭和五六年に製造し、その頃被告に対して納品した製品である。

(4) 溢水防止作業

昭和五〇年代の終わり頃、県道が大雨で冠水した際、被告の土木事務所職員がやってきて、本件土地に土嚢を積み上げ、AD間埋設管による排水を確保し、溢水を防止する作業を実施した。

(5) 破壊閉鎖阻止の方針

被告の土木事務所職員は、被告がAD間埋設管を破壊したり閉鎖したりしようとした場合には、被告においてできる限りの法律を使って阻止する対応をとる方針である。

(6) 交渉等

被告の土木事務所職員は、本訴提起に先立つ原告との交渉において、AD間埋設管が県道の維持管理のために必要不可欠であるとして、原告に対し補償を申し入れ、また、巨額の予算を投じてC壁から県道東側沿いに側溝の延長工事を施工することを検討するなどした。

(7) 再度のAマンホールの改造工事の言明

被告の土木事務所職員は、平成九年七月二十九日、原告から、本件土地上に三階建てのマンション兼テナントビル（以下「本件マンション」という）を建築するについて、Aマンホールの高さが敷地面より高くなるからその対応をしてほしい旨の要望を受けた際、Aマンホールの高さを切り下げる工事をする用意がある旨明言した。

3 瑕疵

県道の東側側溝は、本件暗渠からB会所次いでBC間側溝を経てC壁において行き止まりとなり、本件暗渠の北方から下ってきた流水は、B会所からBA間埋設管、或いはBC間側溝次いでC A間埋設管を経て本件土地内にあるAマンホールに至り、そこからAD間埋設管を経てD出水口に至り、そこから水路に流れ込んでいる。

被告は、県道の管理者として、県道の排水設備を整備しなければならぬのに、県道の東側沿いに本件暗渠から南方にB会所次いでBC間側溝を経てC壁で行き止まりとなる側溝を設置したのみで、C壁から南方に側溝を設置せず、民有地である本件土地内にその所有者の同意を得ないで、AマンホールやAD間埋設管を設置管理し、仮に設置したのでないとしても、これらを事実上管理し、それによって、本件土地を不法占有し、本来側溝によるべき排水機能を代替させたが、AD間埋設管に十分な強度を付与しないまま放置していたため、本件土地上に本件マンションを建築することになれば、AD間埋設管がその重量に耐えられず、地上

に危険を及ぼす事態となり、その結果、所有者の所有権の行使を妨げる状態となった。

したがって、本件排水設備は、民有地である本件土地の無断使用を前提とする本来あり得ない異例な構造であるという欠陥を有するほか、本件土地所有者の所有権の行使を妨げるとともに、危険を及ぼし、道路の排水設備として、通常有すべき安全性を欠くという性状の瑕疵ないし機能的瑕疵がある。

二 損害

（本件控訴による当審における審判の対象部分に限る）

原告は、本件土地を所有している。

原告は、平成九年、本件土地上に本件マンションを建築しようとしたが、建築予定部分の地下に原告の同意なくAD間埋設管が埋設されていたため、そのまま建築すると、その加重によりAD間埋設管が毀損したり、本件土地が不同沈下したりする危険があったことから、AD間埋設管部分の地盤の補強のため養生工事が必要な状態にあった。

原告としては、AD間埋設管さえ無断で埋設されてなければ、本件土地の所有者として何ら上記養生工事をする必要もなく、本件マンションの建築をなし得たはずであるのに、AD間埋設管の無断埋設によって、本件土地所有権の適正な行使を妨げられ、上記養生工事を余儀なくされた。

三 損害額

（本件控訴による当審における審判の対象部分に限る） 略

四 催告 略

第二 被告の認否

一 公の営造物の設置管理の瑕疵

1 設置管理

被告は、B会所、Aマンホール、BC間側溝、BA間埋設管、CA間埋設管及びAD間埋設管（本件排水設備）を設置管理したことはない。

本件排水設備は、本件土地の従前の所有者等の第三者が設置したものと推認される。

すなわち、県道が供用される以前から、本件土地（地目は、もとは田、その後雑種地を経て、現在の宅地となった）周辺では、地形上、本件土地北方一帯の降雨水、生活雑排水、上流の余水等を流す自然に形成された水路が、概ね本件暗渠の設置位置沿いに南方に下り、本件土地北西角付近に達し、そこからやや南東向きに方向を変え、AD間埋設管設置位置付近を下って、下流域で国有水路に繋がりが、当該下流域の農地所有者の農業用水に供され、S川に流入していた。したがって、当時の本件土地所有者は、民法二百二十四条の承水義務や同法二百二十条の余水排泄義務を高地所有者に対して負うほか、本件土地内を通過する自然水路の流水が、下流域の農業用水のための慣行上の水利権（いわゆる水流沿岸地所有者等の一般流水使用权としての慣行上の物権の性質を備える権利）の対象となっていたことから、上記水利権を侵害しないために、本件土地内を通過する自然水路の流水を確保する義務

を負っていた。その後、県道が供用されるようになり、本件土地の所有者も変わり、本件土地の地目や形状も変わり、土地利用の変更がなされ、その過程で、本件土地所有者が上記承水義務ないし農業用水の流水確保義務等の履行のため、自然水路をAD間埋設管に設置替えしたものと推認するのが妥当である。そうすると、現在の本件土地所有者は、従前の所有者からAD間埋設管における上記承水義務や慣行上の水利権に基づく農業用水の流水確保義務等を承継しているものと解すべきである。

2 事実上の管理

第一―一―2頭書き部分、(1)～(4)、(7)は争う又は不知。

(5) 破壊閉鎖措置の対応方針

第一―一―2(5)は認める。

原告がAD間埋設管を破壊したり閉鎖したりすれば、道路交通に危険が発生し、ひいては人身に危険が及ぶようなこともあり得るため、道路交通法等の関係法規に抵触することとなる可能性もあることから、被告としては、上記破壊や閉鎖を阻止する方針であるが、このことはAD間埋設管を事実上管理していることは全く関係がない場面における対処方針を述べたにすぎない。

(6) 交渉等

第一―一―2(6)のうち、被告の土木事務所職員が、原告と交渉し、AD間埋設管について補償を申し入れ、C壁から県道東側沿いに側溝の延長工事を施工することを検討したことは認めらるが、その余は争う。

3 瑕疵

被告は、B会所及びBC間側溝を設置管理したことも、本件土地内にあるAマンホールやAD間埋設管を事実上管理したことも、本件土地を不法占有したこともない。

原告は、県道東側の側溝が行き止まりになり、原告所有の本件土地内のAマンホールやAD間埋設管に、本来側溝によるべき排水機能を代替させていることを瑕疵と主張するが、前記1末段のとおりの本件土地周辺における流水関係の歴史的経緯を無視した言いがかりである。県道の側溝は本来路面排水を集水すればよく、周辺地域の流水排水等一切の集水は予定していない。それに対し、本件土地内の従前の自然水路、その設置替え設備としての現在のAD間埋設管等は、本件土地北方一帯の降雨水、生活雑排水、上流の余水等を流す役割を担うものである。県道の路面排水は僅かであり、AD間埋設管等にはほとんど流入していないから、県道側溝とAD間埋設管等とは法的にも機能的にも全く別の設備というべきであり、被告の県道側溝の管理に瑕疵があるとはいえない。

一一 損害

本件土地にAD間埋設管が埋設されていることは認めるが、その余は争う。

本件土地の所有者は、原告ではなく、その妻である。また、本件マンションの建築主は、原告ではなく、その長男である。原告には何ら損害は生じていない。本件マンションの建築について、AD間埋設管部分の地盤の補強のため養生工事の必要があったとは認められず、養生工事を余儀なくされた事実はない。

仮に、原告が本件土地の買受人としても、前記1末段のとおり、従前の所有者からAD間埋設管における上記承水義務や慣行上の水利権に基づく農業用水の流水確保義務等を承継しているものと解すべきであり、そのような負担付の本件土地を購入したのであるから、AD間埋設管が存在することにより何ら損害を受けていることにはならない。

三 損害額 略

四 催告 略

(次号に続く)